

出口の床が1mほど高いため、滑りやすい渡し布は急傾斜になり、掴まるところもないので、大半の人が滑り落ちてしまいます。また、ラフトの床も元々滑りやすいうえ、水に浮かべるとゴムボート同様にフワフワとし、その上を立って歩くことはまず無理です。

このように不安定な滑り台を勢い良く滑ったとき、はたして毎回きれいに着地できるのでしょうか？ ちょっと想像していただければ分かることですが、体操選手でも難しいと思います。まして私が使った施設は、十分な設置場所がないため、脱出口と滑り台が無理をして斜めに取り付けられています。ですから着地の際には勢い余って、前の壁に立て掛けられている衝突防止用マットに突っ込んだり、転びそうになったりすることはよくあります。また、腰痛などの持病のある人は滑らなくてもよいことになっています。

ところが大田労基署はこのような事実を知りませんし、調べようとしないうえ、私に対して事情聴取すら行っていません。そして、緊急脱出の経験もない担当者が不支給決定を下しています。

さらに大田労基署は、私の主治医の意見書も都合よく使っています。主治医はお二人とも、「事故の前からヘルニアがあったとは診断していない」とおっしゃっていて、提出された意見書のコピーも確認させていただきました。にもかかわらず、大田労基署は、「主治医の意見書から事故の前から慢性的なヘルニアがあった」と主張し、その説明を文

章にして欲しいという私の要求も拒否しています。また、説明の中で、認定基準があることなど一言もふれません。素人が知らないのが悪いという不親切極まりない対応です。

局の審査官も同様

そのおかげで東京労働局に対する申請も不十分なものになってしまいました。そして、東京労働局の審査官も認定基準については一言も触れず、決定書を見て初めて、認定基準があることを知りました。そのうえ、この審査官は、違法にも私を同席させずに現場検証を行い、全てが終わった後に電話をよこすだけです。そして、「電話の内容を意見調書としておく」と言いながら、その調書を一度も私に見せていません。

さらに、脱出用ラフトの記述もひどいもので、ロープで何箇所も機体に結び付けられ、まるでがっしりと固定されているかのように

決定書には書いています。ところが、この審査官は、実際に水に浮いたラフトを見てもいないのです。

実物では、渡し板代わりの布の一片のみが、脱出口の床に何箇所かで結び付けられているだけです。つまり、ラフトが離れていかないように結んでいるだけで、がっちり固定してなどいないのです。

労災申請は専門家と

この他にも役所のひどいところはたくさんありますし、この先も行政の対応は変わらないと思います。ですから労災申請の際は、最初から専門家に助けてもらった方が良いでしょうし、もっと大勢の方に行政のやり方のひどさを知って欲しいと思います。

拙い文章ですが、皆様の今後の参考になれば幸いです。いろいろとご協力をいただき、ありがとうございました。



管理4の決定から一年ぶり

沖縄●元基地従業員が石綿肺で労災認定

「じん肺管理4になって1年経つが、まだ労災認定されない」という相談を受けたのは、4月23日。古川武志弁護士とともに、沖縄で元基地従業員の日米地位協定に基づく損害賠償請求のための聞き取り調査をしている時だっ

た。こんなことは神奈川では考えられない。私たちは当惑し、すぐに相談に取りかかった。

Sさんは、元基地従業員で、じん肺管理4の石綿肺で療養中だ。Sさんに届いた「じん肺管理区分決定通知書」を見せてもら

と、確かに「管理4」で「要療養」とある。それでなぜ、一年も労災認定されないままなのか? Sさんと沖縄労働基準監督署に直行し、労災課の仲村課長と面談した。

同課長によると、Sさんが治療を受けている琉球大学医学部付属病院の屋良医師の診断は、「薬剤性肺炎後の慢性閉塞性肺疾患の治療薬を投与している」とあるので、じん肺との因果関係を調査中とのこと。沖縄のじん肺診査医に意見を求めたところ、「薬の副作用によるものと考える」として、因果関係を否定された。ただ、「必ずしもそうとも言えない」という沖縄労働局の意見もあり、もう一人のじん肺診査医に意見書を求めている最中だという。

私たちは、「仮に、琉大の診断が正しいとしても、慢性閉塞性肺疾患という病名とは別に、じん肺という病名もついている」「すでにじん肺管理4の決定が下りているのだから、療養費も休業補償も労災でみるのは当然」「現にじん肺の治療として酸素療法を続けているではないか」と主張した。こうしたやり取りを聞いて、酸素チューブを鼻にいれながら同席していたSさんの呼吸も心持ち穏やかになったかに思われた。

また、沖縄では、じん肺合併症で認定された事例はないとのこと。ただし、那覇労基署では、粟国島出身のはつり工の続発性気管支炎との合併症で認定された事例が数件あるという。つい数年前に、粟国島出身のはつり工のじん肺が明らかになるまで、県内でじん肺は発生していない

とされてきた土地柄だ。

こういう誤った認識に基づき、基地従業員の石綿肺も今まで見過ごされてきたのだろう。横須賀米軍基地で艦船修理に従事した元従業員の多くが石綿肺になり、じん肺合併症でも多くの労災認定事例があることを説明すると、仲村課長は何度も頷いていた。ただ、Sさんの認定決定には何か決め手があると言うので、じん肺専門医の意見書を提出すると約束した。

その後、沖縄労働局にも出向いたが、対応した担当監察官は問題の重要性に気づいてない様子だった。

5月7日、当センター所長の天明医師の意見書を沖縄労基署に提出した。意見書では、Sさんの石綿肺が、琉大の診断した慢性閉塞性肺疾患の症状と矛盾しないことを指摘した上で、次の四点を主張した。

- ① CT所見に間質性肺炎の他、「胸膜肥厚、石灰化あり」とあ

るので石綿肺もある。

- ② 35年にわたる職業上の石綿ばく露歴があり、石綿肺罹患とするのに何の躊躇もない。
- ③ 通常の感染症としては経過が長すぎるので、石綿肺と合併した続発性気管支炎とみるのが妥当。
- ④ 月1回の診療とネブライザー及び酸素療法は、じん肺の治療と判断して差し支えない。

6月17日に仲村課長から連絡が入った。天明医師の意見書を添え、もう一人のじん肺診査医に意見書を求めたところ、労災の方向で事務処理できるようになったとのことだった。

Sさんの事例を通し、あらためて沖縄には、じん肺診査医を含め、じん肺、とりわけ石綿肺を適確に診断できる医療機関がないことを痛感した。中皮腫や肺がんと共に、石綿肺の被害掘



り起こしが必要だ。(神奈川労災職業病センター)

40年前の自動車整備で石綿曝露 埼玉●若年時の低賃金で補償算定

埼玉県のTさん(当時61歳)は、家庭用のプロパンガスの配送の仕事に従事してきた。2006年10月、会社の定期健康診断を受けたところレントゲンに異常影があり、精密検査を指示された。地元の総合病院からある大学

附属病院を紹介され、胸腔鏡肺生検の結果、胸膜中皮腫と診断された。

病院の医療ソーシャルワーカーに相談し、中皮腫が石綿を吸って発症する病気であり、発症までの潜伏期間が30年~40年